

日清戦争後の清韓関係——清韓通商条約の締結過程をめぐって——

はじめに

日清戦争後に締結された下関条約（二八九五年四月一七日）では、その第一条において、「清国は、朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認し、独立自主を損害するような朝鮮国から清国に対する貢・献上・典札等は永遠に廃止する」と記され、旧来の朝鮮と清朝の宗属関係が否定された。しかし、清朝が認めた朝鮮の「完全無欠なる独立自主」は、その四年後、一八九九年に締結された清韓通商条約によって、ようやく達成されたものであった。

下関条約締結後、東アジアにおける政局不安が続いた。

閩 立

いわゆる三国干渉によってロシアと日本の対立はさらに深まり、日露両国の力に影響された朝鮮は政権分裂が顕在化していた。清国国内では下関条約の内容を知った康有為が会試（科擧の全国試験）を受けるため北京に集まっていた「挙人」一三〇〇人以上をまとめ、清朝皇帝に連名で「講和拒否、遷都、变法」を訴える上書を奏上した。その後、全国で「变法」の気運が高まった。また、一八九七年に山東省の膠州湾がドイツに占領されてから、清国は列強国による「瓜分の危機」に陥った。こういった状況の中で、清朝と従来の「属国」である朝鮮との間で結ばれた清韓通商条約は、両国のみならず東アジア全体に大きな影響を与えた。

清韓通商条約締結の過程は、清朝から朝鮮への使節派遣と両国の条約交渉という二つのステップからなっている。

清朝からの使節派遣は清朝の対朝鮮の外交政策の転換としてよく研究されてきた²⁾。多くの研究は戊戌変法の最中に光緒帝の英断によって使節派遣ができたと強調している。つまり、一八九八年に光緒帝の全面的な支持の下で、日本の明治維新に範をとって、康有為・梁啓超らの変法派によって行われた戊戌変法の一環として、従来の中国を中心とする華夷観から列国の並立・並争へと世界観を転換する起点に使節の派遣を位置づけたものである。それに対し、清朝の外交を担当する総理衙門と、清国の代表として当時、朝鮮に駐在していた唐紹儀の外交思想を、従来の朝貢理念を死守する立場に置く傾向がやや強い。確かに、総理衙門と唐紹儀の態度から朝貢理念に対する執着がよく示されていたが、従来の外交姿勢を変えようとする側面は看過できない。

そして、清朝から朝鮮への使節派遣と比べて、次のステップ即ち清韓の条約交渉に関する研究はまだ不十分である³⁾。代表的研究として殷丁泰のものを取り上げることができ、韓国側の立場からの条約交渉全体の流れに中心が

置かれ、具体的な交渉内容には触れられていない。

本稿ではこれまでの先行研究を踏まえて、先述した二つのステップを研究対象とし、清韓通商条約の締結過程を整理したい。日清戦争後に清韓両国が外交を再開した際、光緒帝のほか、総理衙門および実際に交渉に携わった清朝官僚たちの対韓外交思想を検討する。特にこれまで充分には研究されていない漢城にあった清国商人の行棧こうせん（店舗や倉庫など）を撤廃する「漢城撤棧」に向けた清韓両国の交渉を明らかにしたい。最後に、この清韓通商条約の締結過程に立ち現れる中国近代外交における伝統の連続と非連続について論じる。

一 日清戦争後の清韓外交の再開

(1) 朝鮮の締約要請に対する清国側の反応

日清戦争前、漢城に「駐劄朝鮮総理交涉通商事宜」の袁世凱が駐在する総署が置かれ、また、仁川・釜山・元山・龍山に設置された分署に各々人員が配置され、清国商人の管轄及び経済保護が行われていた⁴⁾。日清戦争の直前に袁世凱は漢城から帰国し、龍山商務委員の唐紹儀がその代理となった。そして、日清戦争中、日本軍の圧力を背景にして

朝鮮では甲午改革が実施された。清朝との関係を断つことがその政治改革の一つの目的であり、一八九四年七月に中国朝鮮商民水陸貿易章程（一八八二年締結）が廃止された。これによって清韓両国間での経済関係が文面上において停止された。そのため、唐紹儀は朝鮮から帰国することとなり、事前に漢城駐在のイギリス総領事に四〇〇〇人にのぼる清国商人とその財産を保護することを委託した。

下関条約が締結された数ヶ月後、清朝の北洋大臣直隸総督の王文韶が清国商人の保護と管理という理由で唐紹儀を「委辦朝鮮商務総董」として朝鮮へ派遣し、漢城、仁川、龍山に委員を配置するほか、元山、釜山に事務員を置くことを上奏した。この人員の配置は先述した日清戦争前とほぼ同じであった。しかし、清朝と朝鮮は無条約の国同士であるため、唐紹儀は公式には清朝政府の代表ではなかった。そのため具体的な商務上の交渉は従来通りイギリス総領事が代理することになった。⁵⁾にもかかわらず、アメリカ留学の経験があり、朝鮮での長い滞在経験を持っていた唐紹儀を、朝鮮側は事実上の清朝政府の代表であると理解した。

日清戦争後、朝鮮における政治的地位を喪失した清朝政府は、本国の商人の安全と利益の保護を図るために早い段

階で要員を派遣し、従来の組織を復活させた。このようにして朝鮮における清朝の存在を示そうとしたのである。

先述したように朝鮮側は日本の圧力のもとで、清国との間で結ばれた貿易章程を廃止したほか、清朝年号の使用を禁止した。また一八九五年一月に、国王高宗は宗廟に拝礼し、「宗廟宣告文」を読み上げ、「清国に依存する思案を断ち切り、自主独立する基礎を確実に作る」と宣告し、清朝との関係を断絶する決意を示した。四月に、下関条約によって独立国となったが、国内の政情は一層不安定な状態に陥った。

三国干渉によって遼東半島が清国に還付されたあと、日本の朝鮮における威信は失墜し、朝鮮政府内に親露派が台頭してきた。日本の勢力を挽回するために一八九五年一月に日本の公使は親露派の閔妃を暗殺し、親日政府を組織した。日本の行動に対して、親露派は一八九六年二月にクーデタを起こし、高宗父子を王宮から連れ出しロシア公使館へ移し、新政府を作った。いわゆる「がかん俄館播遷はせん」である。これによって朝鮮半島における日露間の勢力は均衡することになった。高宗はロシア公使館で国権の回復のために諸般の措置をとり、王朝の国体を帝国に昇格させる準備

作業を行った。その一つは清朝と条約を結び、対等な近代国家関係を持つことである。

一八九六年六月、朝鮮側は唐紹儀に北京への使節の派遣及び、それに伴う条約締結の提案を打診した。唐紹儀は率直に次のように反対意見を述べた。「宮廷を他国の公使館に借りているような朝鮮は、独立国とはいえない。独立権がなければ使節の派遣はできない。(中略)たとえ今後ロシア軍の保護を得て王宮に戻っても、その保護をうける国王は自主権がない。他国の保護国で藩属と異ならず」と。

また、「こういう事柄はすべて公法に載っており、使節を派遣しても中国側は恐らく礼を以て対応できない」と反駁した。⁽⁶⁾唐紹儀は万国公法を援用しながら、いまの朝鮮は旧来の藩属国と変わらないと主張し、朝鮮を独立国として認めていない態度をとったのである。

朝鮮側に強硬な態度を示した唐紹儀であったが、本国にこの件を報告する際には、前述した対応を記したほか、「もし朝鮮が各国の領事に扇動され国書を奉呈し使節を派遣し、公法に従って締結を要請してきたら拒否したい。従来の方から従ったら清朝の立場はなくなる」というように不安も示している。⁽⁷⁾唐紹儀は朝鮮が他国の示唆で清朝

に來る可能性を予想した上、従來の宗属關係のやり方では清朝が不利なることを指摘したのである。

朝鮮には強硬な姿勢を示し、本国には不安を示す、一見矛盾したこのような態度から、唐紹儀が内心では認めたくない独立した朝鮮との対応を模索している姿がうかがえる。言い換えれば、唐紹儀は朝鮮の独立を意識しているだけに、従來の対朝鮮の外交姿勢を直さざるをえないと認識したのであろう。

清朝の外交を担当する部署である總理衙門が、唐紹儀の報告をうけて打ち出した対策案は「通商章程を結び、領事を設ける。しかし、条約は締結せず、使節は派遣せず、国書は奉呈せず。中国から総領事を一名派遣し、漢城に駐在し、全ての事を担当する。これによって属国の体を示す意味をもつ」というものであった。⁽⁸⁾總理衙門の態度は明快で、従來の属国に対してあくまで条約とは異なる「章程」を結ぶことを構想した。これによって外交上の礼儀に関する問題はすべて回避され、また朝鮮に対して上位にあることを示すことができると考えた。これは、一九世紀七〇年代に日本に対して取った方針と同じである。總理衙門は日清修好条規(一八七一年)を締結する前に、可能な限り対等な

政治的な関係を結ばず、日本との関係を「通商」に留めようとした⁽⁹⁾。そして「総領事」の肩書もまた清朝が上位であることを表現するために、当時のイギリス・ドイツの例に従ったものであった⁽¹⁰⁾。朝鮮に対して欧米列強国と一致する行動をとることによって、中国の上位の立場を守りながら政治的孤立の回避を狙った。これは明らかに「字小」（小国を慈しむ）という朝貢理念に基づいた伝統の外交姿勢とは異なっている。

一回目の打診が失敗してから、朝鮮側は七月に再び唐紹儀と会談した。「条約を締結しなければ朝鮮の自主を認めないことになるのか」という朝鮮側の質問に対し、唐紹儀は「条約の締結と自主の承認は同時に論じることではできない。自主は旧来のやり方をやめるにすぎない。条約を交換すれば対等国として見なすことになる」と答えた⁽¹¹⁾。彼は自主と対等は別々なものだと強調し、朝鮮は清朝の朝貢国でなくなっても、清朝と対等国にはならないと主張した。

下関条約後、清朝政府は商人を保護するため、日清戦争前に朝鮮に設置された機関を復活させた。しかし、朝鮮側の条約締結の打診に対して唐紹儀をはじめ総理衙門は、下関条約に規定された朝鮮の「完全無欠の独立自由」を容易

に認めようとしなかった。それを可能な限り狭く解釈し、朝鮮との対等な政治関係を結ぶことを避けて経済関係を維持するために「章程」のみ結ぶことを考えていた。従来の宗属関係の理念が彼らの態度を左右させていたにも関わらず、表向きは「公法」や「西例」などを基準におき、朝鮮に対し列強国と同格の地位を得ようとしたのである。

(2) 朝鮮との条約締結の決定

一八九六年一月に総理衙門は李鴻章の推薦に従って唐紹儀を「駐紮朝鮮総領事」に任命し、朝鮮と通商章程を締結する準備を始めようとした⁽¹²⁾。この任命をうけるために一旦帰国した唐紹儀が、「総領事」の身分で再び漢城に入ったのは一八九七年の一月であった⁽¹³⁾。

唐紹儀は二月一二日付の報告書の中で次のような内容を書いた⁽¹⁴⁾。

まず、一八九六年一月に朝鮮側は条約の草案を作成し、清朝に使節を派遣しようと試みた。しかし、唐紹儀が総領事に任命されたことにより中止された。このとき朝鮮側が用意した数十条から成る草案に「朝鮮での中国人の犯罪者は朝鮮の例に従い、中国での朝鮮人の犯罪者は中国の例に

従う」という領事裁判権否定案が盛り込まれていた。

次に、一八九七年一月に仁川での各国租界事務を商議する会議では、日本の領事石川菊次郎が、清朝と朝鮮の間に条約がないことを理由に、清国の租界を朝鮮に返還するべきであると提案した。そしてアメリカ領事は、条約がないまま清国人が租界を所有することは公法に則っていないと述べた。

唐紹儀への打診が二回とも失敗したにもかかわらず、朝鮮側は締約の準備を着々と進めていた。準備された条約案では清朝との対等が強調され、「完全無欠の独立自由」が示されていた。また、清国が無条約のまま朝鮮に租界を所有することは列強国に強く反対され、朝鮮への返還もやむなしとの危機に陥った。当時、清朝は朝鮮に専管租界と共同租界を所有しており、朝鮮における清朝の地位を維持するためには租界の所有は重要であったが、無条約の状態では租界の維持が困難になることがわかった。

一八九七年二月に朝鮮の高宗はロシア公使館を出て、一年間の避難生活は終わった。八月に新たな元号「光武」を施行、一〇月一二日に皇帝に即位、国号を「大韓帝国」とし、清からの独立をさらに推進した。高宗は皇帝即位前の

九月に、従来の「国王」から「皇帝」に称号を変更したが、これに対して唐紹儀は不満であった。「日清戦争後、清国は朝鮮を対等自主の国として認めていない。国王を皇帝にすることは認めるわけにいかない。皇帝を称することは旧来の体制に関わるので、わが政府はこれを聞きたくないに違いない」として、「旧来の体制」に抵触した朝鮮を叱責したのである。⁽¹⁶⁾とはいえ、皇帝、国王、藩王という上下関係で作り上げられた中華の秩序はもはや完全に崩壊し、「皇帝」の尊称は清朝の特権でなくなった。朝鮮の独立を認めることは時間の問題であった。

成立後の大韓帝国がまずとった外交政策はロシア側との関係を調整することであった。ロシア人の顧問・教官の雇用中止や露韓銀行の撤収など、ロシア権益を縮小する動きに出た。これは清朝側から指摘されていた「保護」の払拭を企図する措置であった。韓国は、ロシアと清朝の双方をにらみながら、⁽¹⁷⁾国際的地位の向上と確立をめざす動きに打って出たのである。

韓国政府はロシアとの関係を調整しながら清朝と対等な国家関係を結ぶために新たな行動を行った。一八九八年に入ると、韓国政府は清朝との条約締結の試みに関し、ロシ

ア、日本⁽¹⁸⁾、イギリスから清国へ圧力をかけるように呼びかけた。

前述した租界所有権の危機、韓国政府の一連の動き、及び列強国の圧力と直面した清朝側は動揺しはじめた。唐紹儀は総理衙門に「もし朝鮮と条約締結する意があれば主・僕の別を示すために清国から朝鮮に使節を派遣する」ことを提案した⁽²⁰⁾。

これに対し、総理衙門は韓国から使節派遣を受け入れようとした。韓国の代理公使を受け入れ、その国書は総理衙門が預かって、皇帝への謁見はなし、という保留条件をつけて折衷することとなった⁽²¹⁾。総理衙門はそうすることで最も気にする韓国との外交礼儀を回避でき、しかも韓国を清朝の下位に置くことが可能となると判断したのである。

しかし、唐紹儀は「ヨーロッパにおいて旧植民地が独立し、旧本国と外交関係を結ぶ際には、まず旧本国から使節を派遣し旧植民地国と条約を結ぶという事例に基づき、まず使節に国書を持たせ、朝鮮に派遣することが大国として清朝側がとるべきのやり方だ」と説明した⁽²²⁾。また、総理衙門の提案に対し、「条約を締結する使節が、国書を相手国元首に奉呈しない事例は公法にほとんど見られない」と指

摘した⁽²³⁾。彼の意見は光緒帝に報告された⁽²⁴⁾。

この両者に対して、八月の初めに光緒帝が諭旨を下し、韓国側の締約希望をすべて受け入れるべしとの内容を通達した。最初には韓国側から使節を派遣することにしたが、最終的には清朝から使節派遣を行うことを決定した⁽²⁵⁾。ここでは唐紹儀の「大国」のやり方という提案が光緒帝に直接的な影響を与えたかどうか不明であるが、結果から見れば大国のやり方と一致したのである。

清朝側のこのような転換は国内の戊戌変法と関わっている⁽²⁶⁾。一八九八年に入ってから列強国の清国における利権獲得競争が本格化された。三月のドイツによる膠州湾租借、そしてロシアの旅順・大連の租借にはじまる「瓜分の危機」が、清朝に大きな影響を与えていたのである。ここに至って遂に清朝は光緒帝の支持の下で政治改革を行った。従来の「華夷」の「一統」から「列国」の「並立・並争」へと世界観の転換が生じた。戊戌変法に伴って新たな対外政策を生み出そうとする試みの皮切りとして、韓国との条約締結は位置づけられるであろう。

このような経緯で、清朝は初め翰林院の編修の張亨嘉に四品を授与し「駐紮朝鮮国四等公使」として派遣する予定

を立てたが、張亨嘉は母親の高齢を理由に派遣を辞退した。⁽²⁷⁾そのため、安徽按察使徐壽朋に三品京堂候補を授与し「駐紮朝鮮国欽差大臣」に任命した。⁽²⁸⁾

その後、総理衙門は唐紹儀からの報告書を受けて徐壽朋の肩書を変えた。唐紹儀は駐韓各国の公使館を訪問し、各国の意見を総理衙門に報告していた。清韓間に条約が締結されていないにも関わらず、清国の使節が「駐紮」を称するのは清国の使節がいまだに韓国を「属国」と見做しているからだという諸外国の意見を述べ、そして徐壽朋の地位が全権大臣であるかどうか、「駐紮」「朝鮮」などの呼称の妥当性、及び国書の形式などにも諸外国が注目していると伝えたのである。そこで清朝政府は徐壽朋の肩書を「二品出使全権大臣」に、国名も朝鮮から韓国に変更したのである。⁽²⁹⁾このように清朝側は各国の意見を受けて、国書の格式、派遣大臣の肩書などを他国と一致させ、公法に従う外交様式で韓国との条約締結に臨んだ。

韓国側は条約締結に向かって着々と準備し、列強国は相次いで清朝に圧力をかけて、韓国にある清朝租界の保留問題を提起した。こういった様々な要因により清朝政府はようやく韓国に使節派遣し、条約を締結することを決意した。

光緒帝の決断は戊戌変法による新たな外交政策の挑戦であり、それは結果としては唐紹儀が提案した「大国」のやり方と一致することとなった。また総理衙門が各国の意見を受け入れ、使節の肩書や国書の格式などをすべて他国と同様にしたことは看過できない。清朝の対韓態度は、「属国」視してきた日清戦争以前のそれと大差ないと指摘されたように⁽³⁰⁾、清国が自らを「上位」に置く意識は日清戦争前後で差がほとんどないといえる。しかし、日清戦争以前、その「上位」を守る根拠は朝貢体制であった。日清戦争後その「上位」を守るために、新たな根拠を模索することが必要となった。そこで、韓国に対して欧米列強国と同様な行動を行い、「総領事」の命名、清朝から先に使節を派遣すること、使節の肩書及び国書の格式などに関してできる限り「大国」と一致させようとした。これによって韓国に対して「上位」を守れると考えたのである。

二 清韓の条約交渉の過程と争点

(1) 条約交渉の過程

一八九八年一〇月に清朝政府は徐壽朋を全権大臣として韓国へ派遣し、韓国側と条約締結について商議するという

決定を下した。そして徐壽朋に持たせた国書の冒頭には「大清国の大皇帝は謹んで大韓国の大皇帝に挨拶する」と書き、「近年、各国はすべて自主・自保を以て公義と為す。是を以て、光緒帝二一年の中日馬関条約の第一款にて中国は朝鮮国の独立自主を認める」と記し、清朝はこれによって正式に大韓国の独立を承認することになったわけである。

しかし、総理衙門は清朝側の草案を用意しなかった。そこで一月に徐壽朋は、天津で出発の待機をしている期間に韓国と各国との通商条約を参考して一四款の条文を作成した。それを総理衙門に提出したとき、草案の趣旨について次のように述べた。「韓国は元々藩属で、対等を主張しているのは韓国の意思ではない。だから、韓国は今回の条約によって多くの利益を求めることはないはずである。我々は利益を貪ることはしない。他の国が裏で指示しているかもしれないので、もしこの条約が、韓国と各国との間ですでに結ばれている条約内容と少しでも異なるならば、裏にある国々は必ず口を出す。それはまた面倒で、小国を慈しむ意味を損じ、隣国の誼にはよくない。そこで今回の条約は既存の条約に基づいて条文を増やしたり減らしたりして、互いに均衡させる。条約は速やかに成立させ、韓国

側には異議はないことを期している」と説明した。⁽³²⁾

韓国の条約締結の要請は他国の意思によつたものだと判断していることから、徐壽朋は韓国が清朝より独立しようとした理念を理解していないことがわかる。また、他の国の干渉を避けるために、彼は条約の内容について「互いに均衡」というようにその対等性を強調したのである。

年末に、韓国の内政が独立協会の活動に影響されて混乱したため、徐壽朋の出発は延期されることになった。彼がようやく漢城に到着したのは、一八九九年一月二五日のことであった。そして二月一日に「すべて西洋の通例」の形式に基づいて、高宗に謁見し、国書を奉呈した。

韓国に駐在してから、徐壽朋は現状を考察し、持ってきた草案を添削し、総理衙門の承認を得て、最終的に韓国の外交を担当する外部大臣の朴齊純へ一七款からなる草案を渡した。⁽³³⁾ 追加内容は主に次のとおりである。⁽³⁴⁾

① 韓国で中国人が賃貸か購入した土地や家屋が韓国人に不法占有された場合、韓国官はそれを取り戻し元の所有者に返し、韓国人の財産を収管するべきである。もし中国人に不法占有された場合、中国官がそれを取

り戻し元の所有者に返すべきである。

②両国商人が通商貿易を行う際、借金を返済しない、また商品の価格が不明瞭であるといった問題が発生した場合、告訴したら、被告人が属する国の官員が期間を限定し取戻させる。延期は不可である。

③中国商民が漢城に居住することを許可する。その交易等は韓国官が一律で保護する。

④両国人が旅券を申請し内地で遊歴、通商することを許可する。

追加された部分は主に商人の利益を保護する内容であるが、徐壽朋は漢城に来てから商人のことを天津にいたときよりいろいろ実感したのであろう。また、追加された①②④が双務的なのに対し、③は片務的であることに注目したい。これはその後の両国交渉の焦点となった。

両国の全権代表である韓国の外部大臣朴齊純と清朝の全権大臣徐壽朋は、一八九九年二月から九月まで条約交渉を

行った。会談は全八回で、二月一五日、四月一九日、五月五日、六月七日、同一五日、同二三日、同三〇日、そして七月一八日であった。会談は互いに予め準備した草案をもとに進められたが、相手国の草案に対し、受容、修正、削除などを繰り返しながら新たな修正案を提出し、互いの意見の相違を縮めていった。双方の意見はおよそ四次会談で一致し、五次から七次までは個別の条文の内容、とくに「漢城撤棧」をめぐる⁽³⁵⁾て討論を行った。八次以後は九月一日の条約締結まで、字句修正のため書簡往復によって交渉が進められた。そして両国の全権代表は一八九九年九月一日、一五款から成る清韓通商条約を締結した。

その後、両国の皇帝の批准を経て、一二月一四日に漢城で互換条約を締結し、遂に清韓修好条約が成立した。同日に総理衙門は韓国の外部大臣宛に電報を送り、徐壽朋を「出使韓国大臣」に任命する諭旨を伝え、国書はそれとは別に送ることを知らせた。こうして徐壽朋は初代の駐韓清国公使となった。一九〇〇年一月に徐壽朋は、自身を「出使韓国大臣」に任命する清朝の国書を韓国皇帝に奉呈した。清韓通商条約は、公使領事の交換（第二款）、関税について互いに最恵国待遇を認め合い（第三款）、領事裁判および

刑事事件に関して相互に認め合うこと（第四款）を約している。これは、清韓両国間で対等な独立国として初めて締結された平等条約である。この条約の締結によって伝統的な東アジアの国際秩序は終焉を迎え、韓国の独立が遂に清国に認められたことを物語った。

条約が締結された翌年、清国で義和団事件が発生し、その後清国の満洲と朝鮮半島をめぐるロシアと日本の競争が激しくなっていくた。さらに一九〇一年に清国では総理衙門を外務と改称し、新たな外交組織ができた。一九〇四年二月の日露戦争開戦直後、外務は「中立」を宣告し、韓国は日本の保護国となった。次第に、清韓関係は新たな局面に入っていくた。

（2）「漢城撤棧」をめぐる交渉

清韓両国の代表は七ヶ月の間、様々な問題をめぐって意見交換をしながら交渉を進めた。特に境界、治外法権、紅蔘禁輸、清国銀貨の流通などの問題について双方とも自分の立場に立って相手国の草案に対し意見を述べ、繰り返し修正した。

交渉で最大の争点となったのは「漢城撤棧」の問題であ

る。

清国の商民が漢城で交易し始めたのは、一八八二年一月に清朝と朝鮮との間に結ばれた中国朝鮮商民水陸貿易章程を嚆矢とする。その第四条の中に次のような内容が書かれている。

朝鮮商民は北京での交易を許可される。中国商民には朝鮮の楊花津と漢城での行棧を開設することが許可される。⁽³⁶⁾

これまで朝鮮側には朝貢時に北京の会同館（朝貢使節の滞在宿舎）で商業活動を行うことが認められていたが、それは一方的な朝貢貿易における恩恵として認識されていた。それがいまや、朝鮮人の会同館での貿易に対応する形で、中国人は漢城で店舗や倉庫などを開設することが可能となったのである。これは従来の朝貢貿易の形式から、双務性及び対等性に基づいた開港場貿易の形式への転換を意味した。⁽³⁷⁾

朝鮮から清朝への最後の朝貢は一八九四年の日清戦争前であったが、朝貢の停止によって朝鮮商人の北京での貿易

は中断された。一方、先述したように朝鮮側は甲午改革のとき、中国朝鮮商民水陸貿易章程を廃止した。これによって両国の経済関係は停止になったはずであるが、清国商人はそのまま漢城などの開港場に残り、商売を続けた。つまり、清国商人は一方向的に漢城で商業活動を行うこととなったのである。

このような経緯により、清国との正式交渉が始まる前に韓国の知識人や言論媒体から商権回収の意見が出ていた。⁽³⁸⁾

一八九九年二月一五日の一次会談で、徐壽朋は用意した清国側草稿を朴斉純に提出した。彼は、両国が各国と締結した条約に基づいて作成し、各国の条約と異なる部分を両国の現状に合わせた草案について「一方に偏向することはない」と草案の対等性を強調した。⁽³⁹⁾

清朝側の草案第九款は先述した追加内容の③であった。韓国側は思った以上に時間をかけて清朝側の草案を検討していた。徐壽朋は時間がかかる原因の一つとして、おそらく草案の中に中国人が漢城に居住する内容があることに関わっていると推測した。彼はこれに対し総理衙門に次のように報告した。「中国人は漢城に居住する歴史が長く、人数が多い。現在、漢城に居住している日本人の数はもっ

とも多い。中国人だけを移動させることは不可能であり、恐らくやりづらいただろう。朝鮮は長期にわたり中国の藩属でありながら、中国人を優待しないだけではなく、以前から得た利益を突然奪おうとしている。他国と比べて見劣りがする。今回、条約を成立できなくても、変通は許可できない」と強気な姿勢を見せ、また今後、韓国側と交渉する際「上に対して国体を重んじる。下に対して商人のことを気にかける」と述べている。⁽⁴⁰⁾

一次会談が終わったばかりの段階で、条約締結自体が中断されるほどの難航が予想された。「他国」の存在を意識しながら自国の「国体」と「商人」を守るところに主権の意識が示されている。

そして、四月一九日の二次会談で韓国側が提出した草案の第八款に、

韓国政府は各国の商民が漢城で行棧を開設する規定を廃止する予定である。すべての建物は韓国政府や韓国人によって随時、原価で買い取る。ただし、清国の商民が行棧を開設していた時間は長く、直ちにできない。必ず期間を設けて撤廃すること。

と記している⁽⁴¹⁾。そして韓国側はその理由を二点取り上げた。一点目は中国朝鮮商民水陸貿易章程の第四条に言及されているように、当時の北京交易はただ使節が往来するときの官による朝鮮人参の売買にとどまり、しかも現在は停止していて、互いに利益を得ることは出来ていなかった点。二点目は、韓国が西洋各国と締結した条約の善後条約に、清朝政府が先に漢城の行棧を撤廃すれば、各国もそれに従うという条項があった点である。各国が中国を例にして漢城で店舗開設するようになって以来、その数は増すばかりで制御しえなくなっていた。そこで、まず中国に声明し、それから各国に説明すると論じたのである⁽⁴²⁾。

これを聞いて徐壽朋は直ちに「難しい」と答え、次のような理由を述べた。「漢城での中国商人の通商が許可されたのは、中国朝鮮商民水陸貿易章程によってである。各国もそれに従って漢城での通商を始めた。章程自体は廃止されたが、韓国と各国との条約には漢城通商に関する規定はまだ残っている。今回の清国側の草案はそれらの条約に準拠したものすぎない。もし、韓国側が清国と条約締結する前に各国との漢城通商の条文を廃止するのであれば、漢城にいる清国商人にも決められた期間中に、家屋や土地の

価値に相当する金額を渡して、時期を分けて漢城から撤廃させることにしなければなるまい」。そのうえで、彼は「将来各国の人々が漢城に居住する規定を撤廃することになった場合には、清国商人もそれに従うべきである」との一節を条約中に明記することも可能である」という妥協案を提出した⁽⁴³⁾。ここで徐壽朋は韓国側が主張している撤棧の順序に反対し、現実では各国の条約が先に存在し、清朝側の草案はそれに準じているだけで、その草案の妥当性を主張したのである。

五月五日の三次会談のとき、徐壽朋が提出した清国側の改正案では、

中国商民が漢城で貿易などを行う際、韓国官は保護するべき。もし各国が漢城の行棧を撤廃すれば、中国商人は一律でそれに従う。

と書き直されていた⁽⁴⁴⁾。それについて徐壽朋は「中国は将来的に韓国人の北京での交易を許可することはできない。それは中国が各国と締結した条約に北京では交易できないと明記しているからである。韓国と各国との条約に漢城では行棧

開設できると記載されているので中国人が漢城で交易することは許可される」と説明した。⁽⁴⁵⁾

そして六月七日の四次会談のさいの韓国側の改正案では、「漢城撤棧」についての条項を本条約ではなく「善後統条」(追加条項)とすることに變更されていた。それは、

今後韓国政府が漢城で開設された行棧を撤廃する際、中国政府はイギリスとドイツより先に同意を示すこと。しかし、韓国政府は各国との約束通り行棧を一律撤廃する前に、強制的に中国人の行棧を撤廃することはできない。行棧などすべての価格は両国政府の委員によつて決める。

といった内容であった。⁽⁴⁶⁾ その意図について韓国側は次のように説明した。今回の締約は各国より遅れるが、漢城開棧は各国より早かったので、先に撤廃するのを同意し、各国がそれに従う、という手順を確認する。漢城撤棧に同意するのは各国より先になるが、撤棧の施行は各国より先ではないという意味合いを示すものである。⁽⁴⁷⁾

これに対し徐壽朋は中国が先に開棧したからといって先

に撤廃に同意するのは難しいと伝え、また、「一律撤廃する前に」という一節を削除して、「各国と同時に行棧を撤廃する」と提案した。

六月一五日の五次会談では紅蔘禁輸の問題について両国の代表は意見交換をしたが、「漢城撤棧」については検討されていない。

六月二三日、六次会談の時に徐壽朋は再び「先に利益を得た者が必ず先に利益を撤廃すべき理由はない」といい、韓国側が提案した撤棧の手順を否定した。そして清朝側の善後統条は次のように提起された。

今後韓国政府が漢城で開設されている行棧を撤廃する際、この件を中国政府は許可することが可能である(中国政府可以允許)。ただし、中国商民の行棧は必ず各国の行棧と同時に撤廃する。すべての価格はそのとき両国の政府委員の議定に従う。⁽⁴⁸⁾

この善後統条に使われている「可以」(可能である)の二字に対して、朴齊純は「応即」(直ちにすべき)と直してほしいと提案した。そうすると「許可することが可能であ

る」という意味は「直ちに許可するべき」というニュアンスになる。徐壽朋はそれを断ったが、朴齊純は「可以」と「応即」から文字を一つずつ選んで「可即」（直ちに可能である）を使うと提案した。即ち「直ちに許可することが可能である」という意味である。この言い方に対し徐壽朋はようやく同意した。

六月三〇日の七次会談で、韓国側は前回の意見に従って善後続条を次のように書き直した。

今後韓国政府が漢城で開設されている行棧を撤廃する際、この件を中国政府は直に許可することが可能である（中国政府可即允許）。ただし、中国商民の行棧は必ず各国の行棧と同時に撤廃する。すべての価格はそのとき両国の政府委員の議定に従う。⁴⁹

しかし、これに対して、総理衙門は、善後続条に規定されている漢城撤棧について、「各国の干渉があるから削除し、後日別途に論議しよう。もし同意しなければおそらく条約の締結が遅延するだろう」と徐壽朋に反対意見を示した。⁵⁰ 結局、総理衙門は各国と異なる行動を行うこと自体に

対して抵抗があり、また、既得した利益を自ら放棄したくなかったのであろう。

その後、両国全権は直接会わずに書簡によって意見交換を続けた。七月六日に韓国側は徐壽朋に、これまでの両国の交渉を振り返った長い書簡を出し、各国からの干渉がないことを確認しつつ、条約は相互利益を目的とし、北京での交易が不可能である限りは漢城でも不可能であるというのが平等関係だと伝えた。即ち、漢城撤棧の件で両国の平等関係を反映させることを強調したのである。

しかし、徐壽朋はこの書簡を読んだ後、返信の中で総理衙門の分離締結の提案を繰り返し主張した。両国の論点は、平行し、条約締結自体が危うい状況に直面した。結局は、韓国外部は清朝の主張に従って、漢城撤棧の内容を本条約と善後続条の両方ともに挿入しないことにした。それは経済的な問題のほかに、韓国政府は漢城での外国人の商業活動の否定よりも、内地通商の不法商行為取締りを最優先するべきと考えたからである。また韓国が清韓通商条約の締結自体が韓国が独立国であることを確認する大きな成果であると判断した為と思われる。⁵¹

こうして、漢城撤棧をめぐる清韓交渉は、韓国側の譲歩

で条約に記載されないこととなった。この交渉過程で明らかになったのは、清朝が自国の商民保護に執着しているという事実、そして、朝鮮半島において欧米列強国と同様の地位になろうとしている姿勢であろう。そもそも漢城に行棧など持っている事実、韓国に対して不平等であることを認識していたにもかかわらずその不平等を改正すること、またその撤廃交渉において權益を放棄するといった姿勢が見られないことなどから、清朝が朝鮮半島における特殊な地位を暗黙の前提としていたと見なすことも可能ではなからうか。

終わりに

本稿では清韓通商条約締結の過程における清朝からの使節派遣および交渉過程を検討した。そこには伝統の連続と非連続が表れている。

「外交における伝統的意識が官僚の意識の底辺にあり、清の最末期においても、対韓国・シャム（タイ）外交などにそのような面が出てくる」と指摘されている。中国の伝統的な外交理念は下関条約を経て必ずしも完全に消滅したわけではなく、対韓外交においてもその連続性があったこ

とが本稿でも確認されたのである。

本文中に触れていないが、清韓通商条約の第一五款に「中国と韓国は元々同文の国なので、今回の条約及び今後往復する公文は、簡易にするために華文（漢文）を使用すべきである」と決定された⁽³³⁾。それ以前、一八七一年の日清修好条規の第六条に「今後兩國を往復する公文は、中国は漢文を使う。日本は日本文を使い、漢文の訳文を付すべき、或いはただ漢文のみを使い、その便宜に従う」と規定されたように、漢文（華文）使用の規定は東アジアにおける従来の中国の特殊地位を完全には放棄しないことを物語っている。

日清間での外交公文における漢文の地位は、下関条約の「議定専条」によって否定された。「議定専条」には、「条約の日本本文と漢文本文の間に解釈が異なる場合英文訳文によって決裁すべきことを約す」と規定されている⁽³⁵⁾。この規定によって日本文に対して有していた漢文の絶対的な地位は英文に譲られることとなった。こうして日本との間で失った漢文の優越性を清朝は依然として韓国には求めたのであろう。

とはいえ、清韓通商条約の締結過程における伝統の非連

続は看過できない。公法を重視し清国商民の権益を保護し、韓国に対して各国と同様な行動を行い、「大国」を目指そうとする一面は日清戦争前の外交姿勢と異なつた。

一九世紀末の清朝外交は伝統から近代への過渡期である。伝統の連続と非連続は外交交渉に、特に東アジア諸国との外交においてどのように表れたのか、それは中国の近代外交にどのような影響を与えたのかという点が今後の課題として挙げられるだろう。

(1) 田濤編『清朝条約全集』第貳卷「光緒朝條約・日本約」(黒龍江人民出版社、一九九九年)。

(2) 李恩涵「唐紹儀與晚清外交」(『中央研究院近代史研究所集刊』一九七三年、第四期上)、『近代中国史事研究論集』台湾商務印書館、一九八二年。茅海建「戊戌変法期間光緒帝對外觀念的調適」(『歴史研究』二〇〇二年、第六期)、『戊戌変法史事考』生活・読書・新知三聯書店、二〇〇五年。小原晃「日清戦争後の中朝関係―総領事派遣をめぐる―」(『史潮』三七号、一九九五年九月)。金東建「戊戌変法期における清朝の対韓修交決定過程―朝鮮政策をめぐる光緒帝と総理衙門―」(『年報地域文化研究』一一号、二〇〇七年)。岡本隆司「世界のなかの日清韓関係史―交隣と属国、自主と独立―」(講談社、二〇〇八年、一三八―一九〇頁)、「韓国の独立と清朝の外交

―独立と自主のあいだ―」(岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』、東京大学出版会、二〇〇九年)。権錫奉「清日戦争の清韓関係研究(一八九四―一八九八)」(韓国精神文化研究院歴史研究所編『清日戦争の前後の韓国対列強』一八九四年)。

(3) 権錫奉「韓清通商条約の締結」(『東方学志』第五四・五五・五六合輯号、一九八七年)。殷丁泰「一八九九年韓清通商条約締結と大韓帝国―条約締結の手続きと争点を中心として―」(笹川紀勝・李泰鎮編著『国際共同研究韓国併合と現代―歴史と国際法からの再検討―』明石書店、二〇〇八年)。

(4) 彭澤周「朝鮮市場をめぐる日清の貿易競争―明治十年代から日清戦争までを中心として―」(『明治初期日韓清関係の研究』塙書房、一九六九年、第四章参照)。

(5) 『清季中日韓関係史料』(台北 中央研究院近代史研究所、一九七二年)四五六三―四五六四頁。(以下「中日韓」と略す)

(6) 前掲『中日韓』四八五六―四八五七頁。

(7) 同前、四八五七頁。

(8) 同前、四八七一―四八七四頁。

(9) 閻立「清末中国の対日政策と日本語認識―朝貢と条約のはざままで―」(東方書店、二〇〇九年)。第三章を参照。

(10) 前掲『中日韓』四八七三―四八七四頁、四九五八―四九九頁。

(11) 同前、四八九九頁。

- (12) 同前、四八七四頁。
- (13) 同前、四九六八、四九七六、四九八八頁。
- (14) 同前、四九八九～四九九〇頁。
- (15) 清朝が有していた租界は、釜山の専管租界（一八八四年七月四日）、元山の専管租界（一八八八年四月一日）、仁川の専管租界（一八八四年二月）、鎮南浦・木浦・群山・城津・馬山に設けられた各国共同租界があった。
- (16) 前掲『中日韓』五〇四〇頁。
- (17) 前掲、岡本隆司、二〇〇八、二〇〇九年。
- (18) 前掲『中日韓』五〇八三頁、五一一八頁。
- (19) 北平故宮博物館編『清光緒朝中日交渉史料』（台北文海出版社、一九六三年）巻五一、三九頁。
- (20) 同前、巻五一、三五頁。
- (21) 同前、巻五一、四〇頁。
- (22) 同前、巻五二、一～二頁。
- (23) 同前、巻五二、一～二頁。
- (24) 前掲、茅海建、二〇〇二年。
- (25) 前掲『清光緒朝中日交渉史料』巻五二、三頁。
- (26) 前掲、茅海建二〇〇二年、岡本隆司二〇〇八、二〇〇九年。
- (27) 中国第一歴史檔案館編『清代中朝関係檔案史料編』（国際文化出版公司、一九九六年）三九六頁。
- (28) 前掲『中日韓』五一三五頁。
- (29) 同前、五一五六頁。
- (30) 前掲、小原晃、一九九五年。
- (31) 前掲『中日韓』五一五六頁、五一五八頁。
- (32) 前掲『清光緒朝中日交渉史料』巻五二、一六頁。
- (33) 同前、巻五二、二七頁。
- (34) 韓国外部編『韓清議約公牘』（一八九九年）二〇～二一頁。韓国外部が清韓通商条約の締結過程と内容を一般に知らせるために、条約締結後、『韓清議約公牘』という冊子を刊行した。一八九八年一〇月九日光緒皇帝が高宗皇帝に送った国書から一八九九年一二月九日条約締結後に両国皇帝の批准を経て交換する互換条約に至るまで八〇件以上の文書が含まれ、一〇八頁にも及ぶ。（韓国冠岳社、二〇〇四年影印本）
- (35) 前掲『韓清議約公牘』。
- (36) 前掲『中日韓』九八九～九九三頁。
- (37) 茂木敏夫「中華帝国の『近代』的再編と日本」（『岩波講座近代日本と植民地1植民地帝国日本』岩波書店、一九九二年）を参照。
- (38) 前掲、殷丁泰、二〇〇八年。
- (39) 前掲『韓清議約公牘』一六頁。
- (40) 前掲『清光緒朝中日交渉史料』巻五二、二七頁。
- (41) 前掲『韓清議約公牘』三三頁。
- (42) 同前、三六頁。
- (43) 同前、三八頁。
- (44) 同前、四二～四三頁。
- (45) 同前、四二～四三頁。
- (46) 同前、五七～五八頁。

- (47) 同前、五八頁。
- (48) 同前、七三―七四頁。
- (49) 同前、八三頁。
- (50) 同前、八三―八六頁。
- (51) 前掲、殷丁泰、二〇〇八年。
- (52) 川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）三五二―三九九頁。
- (53) 前掲、田濤編『清朝条約全集』第貳卷「光緒朝條約・日本約」。
- (54) 前掲、閻立、二〇〇九年、第四章を参照。
- (55) 前掲、田濤編『清朝条約全集』第貳卷「光緒朝條約・日本約」。

(えん りつ・大阪経済大学経済学部准教授)